

2020年03月10日 令和2年第2回定例会（第3日）議事録

○丹下大輔議員 権輿会の丹下大輔でございます。通告に従いまして、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。

中国武漢市を発生源とする新型コロナウイルスは、国境を越え、瞬く間に我が国にも感染拡大し、猛威はとどまるところを知りません。改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、患者の皆様の一刻も早いご回復と感染拡大の事態収束を願っております。

さて、本定例会冒頭の施政方針において、菅市長より、対策室を2月3日に設置し、2月27日に対策本部に切り替え、全庁的な危機管理体制のもと、感染拡大に全力を挙げてきたとのご報告を受け、市民の不安解消と早期の収束に向けて、国や愛媛県、関係機関とも連携しながら、万全を期して取り組むとの方針が示されました。

新型コロナウイルスの驚異的な感染拡大は、国内はもとより、愛媛県内でも感染者が確認され、市民の間でも戦慄が走り、日々不安と恐怖感が覆い尽くす状況が続いています。引き続き、市民生活と経済活動、教育現場、医療現場などへの影響とリスクを最小限度に抑制、低減し、市民の不安を取り除くことが重要と考えます。

そこで、お尋ねいたします。

市民はどこにアクセスすれば正確な情報が得られるのか、市民に対し、迅速かつ正確な情報提供を図るため、本市の情報発信手段をお教え願います。また、市民からの様々な問合せに対する本市の相談窓口体制の現状について伺います。

2番目に、本市における経済的影響についての見解を伺います。相次ぐイベントや行事の中止により、宿泊業、旅行業、飲食業や観光関連産業、また世界経済の減速による本市の基幹産業への影響も懸念されますが、予想される経済的損失についての認識をお聞かせください。

3番目に、愛媛県と本市との連携体制についてもお聞かせください。

次に、「2025年問題」に直面する本市の高齢者福祉と要介護高齢者の自立支援について、お尋ねいたします。

団塊の世代が75歳以上を迎える「2025年問題」。本市の第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画によれば、総人口比に対する高齢化率は、2018年34.2%に対し、2025年は35.3%に上昇。また、要支援・要介護認定者数も、2018年1万1,571人に対し、2025年には1万2,230人へと増加。これに伴う介護給付費は、2015年148億968万円に対し、2025年は178億1,130万円と推計され、2015年からの10年間で約30億円の増となる見込みであります。まさに、今後、要支援・要介護認定者は増加し、介護給付費は膨張を続けます。加えて、急速な少子化と現役世代の減少による本市

が直面する人口減少の歴史的構造危機は、支え手の減少を引き金に、介護保険財政と介護サービスの持続可能性を懸念する声広がっています。

一方、介護現場に目を転じれば、我が国において、2025年には、2012年の水準と比較し、介護職が90万人から100万人の追加的人材確保が必要と指摘され、本市も、介護分野における人材不足の深刻化が予見されます。同時に、施設待機者の増加や介護を理由とした離職者の増加など、今後、「2025年問題」に向けた潜在的課題が一挙に噴出し、鮮明化すると考えます。今こそ、遠望するまなざしで、中長期的な視点に立ち、良質な安心・安全・納得の介護サービス提供と介護現場を起点とした強靱な環境整備は焦眉の課題と言えます。

そこで、お尋ねいたします。

1番目に、「2025年問題」を受け、本市の高齢者福祉や介護現場は、いかなる課題が表出するのか。また、本市独自の課題とは何か。あわせて将来にわたる課題への現状認識について、ご所見を伺います。

2番目に、現在の介護分野における人材の充足状況をお示してください。また、「2025年問題」で指摘されているように、本市も人材不足に陥らないのか、将来の見通しについてもご所見をお聞かせ願います。

3番目に、現在の施設待機者数と今後の見通し、また、これに伴う本市の対策について現状をお聞かせください。

4番目に、本市における介護離職者の現状と本市の対策についてお示し願います。

次に、要介護高齢者の自立支援についてお尋ねいたします。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、要介護認定率が20%以下となるよう努めると明記されており、要介護認定率抑制には、本市が重点的に取り組む介護予防、健康づくりなどの施策は有効と考えます。ところが、既に要介護認定を受けた要介護高齢者と介護現場に視点を移したとき、新たな課題が浮き彫りになります。

その課題とは、要介護高齢者が、仮に、介護事業者による適切なケア、リハビリによって要介護認定が改善したとしても、現在の介護保険制度では、かえって介護事業者の報酬が減るといった制度的な矛盾を抱えています。

例えば、要介護4の高齢者が、介護事業者による懸命なリハビリやケアサービスで、要介護度が2段階改善されると仮定します。事業所への報酬は、例えば要介護4の場合は約30万円。しかし、要介護2に改善すれば、約20万円の事業所への報酬となり、介護事業者は10万円減額されることとなります。結果、報酬が減額されることで、介護現場に従事する職員の低賃金化、さらにモチベーション低下による介護現場からの離職者や転職者も増え、介護事業者全体のサービスが低下するという悪循環を生み出しています。

そこで、私は、これらの負の連鎖を断ち切り、好循環を生み出す仕組みが必要だと

考えます。

具体的には、要介護度改善に積極的に取り組む介護事業者を正確に評価し、成果報酬を付与することで、介護事業者も意欲を高め、適切に収入を得る。社会的にも職員の努力やスキルが適正に評価されるアウトカム方式と財政的インセンティブの導入こそ、課題解決の一步と考えます。この結果、介護事業者同士、介護認定の改善に向けた健全な競争により、サービスの質は格段に上がります。改善した要介護高齢者は、生活の質の向上と自尊心の回復、健康寿命の延伸、家族の介護負担軽減につながります。何より、多くの要介護高齢者が自立に向かえば、介護給付費を抑制し、ひいては持続可能な社会保障にもつながると考えます。

先進事例は、川崎市の「かわさき健幸福寿プロジェクト」であります。要介護高齢者は、ケアマネジャーを中心に、訪問介護やデイサービス、通所リハビリテーションなどの介護事業者によるチームケアとともに、1年間かけて、要介護状態の改善、維持に向けて取り組みます。川崎市は、要介護度や日常生活動作などの改善、維持につなげた事業者のケアを評価し、市長表彰、5万円の報奨金、事業所に貼れる認証シールなどのインセンティブを贈呈します。この結果、喫緊では363事業者、643人の参加者のうち96人、全体の14.9%の要介護度が改善され、このうち要介護度を2以上改善された方が37人との成果を出しています。

これら川崎市により整備された健全な競争環境のもと、介護事業者は、サービスの質を向上させ、事業所職員の意欲向上にもつながり、また、要介護高齢者も前向きなチャレンジ意欲を持ち、リハビリに励みます。例えば、家に閉じ籠もり、周辺とのコミュニケーションを絶っていた高齢者が、本プロジェクトに参加することにより、要介護度改善で身体機能が回復し、日常生活を取り戻し、地域活動に参画するケース。また、認知症の軽減により、家族の負担軽減につながるなど、一人一人に寄り添った良質な介護サービスが展開されています。

また、岡山市では、通所介護に限定し、独自の表彰、奨励金制度を設け、上位10か所の事業所に対し、成果報酬として10万円を付与しています。結果、要介護度改善により、年間7,000万円の介護給付費を抑制し、後期高齢者医療費も1億3,000万円の抑制効果を得ています。

さらに、東京都品川区では、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などで、要介護度が1段階改善すれば、奨励金2万円を付与する制度を設けています。

これら先進自治体の動向や介護現場からの要望を踏まえ、政府は、平成29年、介護保険法改正により、各自治体に対する200億円の予算措置として、保険者機能強化推進交付金を創設いたしました。本年度も、令和2年度予算案で、新たに介護保険保険者努力支援交付金の200億円を盛り込むなど、要介護高齢者の自立支援に成果を得た介護事業者を評価する財政的インセンティブの流れは、今後、2021年4月の介護報酬改定に向けて、急速に強まるものと考えます。

そこでお尋ねいたします。

本市では、介護状態になる前の予防に力を入れてきましたが、これら政府や他の先進自治体の動向を踏まえ、本市も要介護状態からの維持、改善、自立、回復にも力を入れるべきと考えますが、これまでの取組状況を伺います。

さらに、自立支援を積極的に推進し、成果を得た介護事業者を評価する財政的インセンティブ導入は、本市が抱える「2025年問題」の解決につながると考えますが、この提案に対するご所見をお聞かせ願います。

以上でございます。

○堀田順人議長 答弁を求めます。

○菅 良二市長 丹下議員ご質問の新型コロナウイルス感染症対策についてのうち1番目、市民への正確な情報発信と相談窓口体制についてと3番目、愛媛県との連携体制についてに関しまして、私からお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、本市におきましても、早くから危機感を持って取り組んでまいりました。

1番目の市民への正確な情報発信と相談窓口体制についてでございますが、本市におきましては、国内で感染者が発生し始めた1月28日より、市のホームページにおいて、国から公表された国内での発生情報などとあわせて、市民の皆さんへのお願いごととして、感染予防策などの情報発信を行っております。

日々刻々と状況が変わる中、ホームページでは、常に最新の情報を発信するとともに、FMラヂオバリバリの行政インフォメーションでのお知らせとあわせて、ツイッターやフェイスブックなど、SNSによる注意喚起を行っております。また、広報いまばり3月号への記事の掲載に加え、株式会社マイタウン今治新聞社にもご協力をいただき、2月29日号で、予防対策や相談窓口についての記事を掲載したところでございますが、そのほかにも、国が作成した感染症予防ポスターなどを今治市内各施設に掲示するなど、広く周知を図っております。

次に、相談窓口の体制でございます。感染の疑いのある方などの受診相談、一般的な健康相談は、主に今治保健所で行われておりますが、本市の対策本部にも、3月9日現在、45件の問合せや相談があり、マスクの供給が不足していることへの懸念や、今治市内で感染者が出たというわさの確認といったものが多く寄せられております。愛媛県内でも感染が確認される中、今後とも、正確な情報をできるだけ早く、また、分かりやすく発信、伝達することで、市民の不安を軽減し、安心・安全を守っていきたいと考えております。

愛媛県で2例出た際の愛媛県の対応。それから、愛南町で、「えっ」と皆さん、私どももびっくりしました。女性の会社員といったことで、一体どうなんだと。しかし、私が立

派だと思ったのは、株式会社伊予銀行の大塚頭取がいち早く、「伊予銀行愛南支店の職員であります。対応はしっかりしております」といったメッセージ、情報を、機敏に、風評被害を恐れることなく出された。私は、「さすが、愛媛県経済界のトップリーダーだな」と敬意を表しますとともに、私ども自治体を預かる者としても、しっかりと対応しなければならない。改めて、意識を持ったところでございます。

次に、3番目の愛媛県との連携体制についてでございます。現在、愛媛県においても新型コロナウイルス感染症対策本部が設けられており、国、愛媛県の方針や通知などにつきましては、愛媛県の対策本部から連絡が入り、各部局で対応できるものは速やかに、また、市民への影響の大きい事項など、その場での判断が難しいものについては、今治市の対策本部会議で検討した上で、速やかに対応することとしております。また、各保健所にも、現地対策本部が設置されております。こちらでは、主として、帰国者・接触者相談センターにおける感染の疑いがある方などの相談や判別、診療指導、検体採取、そして検査の結果、陽性であった方の行動把握といった業務が行われており、本市におきましても、今治保健所の現地対策本部と連絡をとりながら、対応しているところでございます。本市への影響も懸念される中、今後も、愛媛県や今治保健所、今治市医師会など関係機関とより緊密に連携しながら、万全の体制で感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、関係理事者からお答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

(発言する者あり)

○堀田順人議長 傍聴人、私語を慎んでください。

○安井 孝産業部長 丹下議員ご質問の新型コロナウイルス感染症対策についてのうち、2番目の本市への経済的影響についてに関しまして、お答えいたします。

現在、業界団体や金融機関などの関係機関を通じて、状況の把握に努めております。多くの業界に影響が出ているといった情報があり、特に旅館、ホテル、飲食業界への影響が大きく、各種行事、イベント等の中止や延期という措置が取られたことで、観光客、宿泊客の減少や宴会の自粛が広がり、かなり深刻であると認識しており、春の行楽シーズンを控え、さらに状況が悪化しないかと心配しております。建設業や製造業でも、原材料や部品調達の滞りが見られるなどの影響が出ており、今後長引くことにより、業種を問わず、直接的または間接的に、大きな打撃を受ける可能性が高まっていると考えております。

こうした事業者への経済対策として、経済産業省や愛媛県においては、資金繰りに支障が生じている中小企業者向けの融資制度の特例措置をはじめとする各種経済支援策が講じられており、今治商工会議所や越智商工会、しまなみ商工会等でも、速

やかに経営相談窓口が開設されております。

また、今治市といたしましても、このような経済情勢に備えまして、従前から、事業者の資金繰りを円滑にするため、中小企業経営安定化資金融資制度を設け、低利での運転資金の貸付けといった支援を行っているところでございます。

なお、3月7日に、安倍首相が新型コロナウイルスに関連した経済対策として、実質的に無利子・無担保となる新しい融資制度の創設を発表いたしましたので、その内容が明らかになり次第、制度の周知と活用への支援に努めてまいります。

今後も、事態の悪化や長期化のおそれがあるため、関係機関と連携しながら対策を協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石丸 司健康福祉部長 丹下議員ご質問の高齢者福祉と要介護高齢者の自立支援について、私からお答えさせていただきます。

まず、1番目の「2025年問題」における本市の現状と将来にわたる課題についてでございます。本市においても、2025年には、介護や支援を必要とする後期高齢者人口が増加し、介護サービスの需要増加が見込まれることから、介護現場での人材不足は大きな課題であると考えております。特に、山間部や島嶼部において高齢化が進行しており、地域の実情に応じて、介護や見守りの担い手を確保する必要があります。また、介護給付費の増加が続いているため、持続可能な介護保険制度を構築することが求められてございます。

次に、2番目の介護分野における人材の充足状況と将来の見通しについてでございます。担い手となる若年世代は減少し、介護分野における人材不足は大きな課題でございます。その対策として、外国人材を雇用する介護事業所も出てきております。今後、さらに生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護職員の処遇改善や復職支援など、介護を担う人材の安定的な確保と育成に努めてまいります。

次に、3番目の施設待機者数の現状と対策についてでございます。特別養護老人ホームへの入所を希望する在宅待機者は、昨年4月1日現在で244人となっております。待機者解消に向けては、今後の人口動態や要介護認定者数の推移を見守りつつ、必要な施設整備について、次期介護保険事業計画策定の中で検討してまいりたいと思います。

次に、4番目の介護離職者数の現状と対策についてでございます。本市では、家族を介護するため仕事と介護の両立ができなくなり退職に至ったという介護離職者数は把握できておりませんが、介護をしながらも働き続けることができるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所整備を推進するなど、在宅サービスの充実を図っているところでございます。また、事業主向けの働きやすい職場づくりセミナーの開催や家族介護者への相談支援や健康の確保を図っていく取組も進め

ているところでございます。

5番目の要介護高齢者に対する改善・自立に向けた本市の取組についてと、6番目の財政的インセンティブの導入については、関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

国においては、2025年及びその先の現役世代の減少が顕著となる2040年に向け、介護予防・健康づくりの推進、いわゆる健康寿命の延伸を掲げており、本市においても、今後より一層の介護予防、健康づくりに力を入れてまいりたいと考えております。要介護高齢者につきましては、通所介護事業所等において、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようサービス提供しているところですが、丹下議員ご提案の利用者の状態改善に成果を残した事業者へインセンティブを付与するという制度は、事業所の意欲の向上にもつながるものと考えられます。こうした中、2018年度の介護報酬改定で、利用者の日常生活動作を維持・改善させた割合が一定レベルを超えた通所介護事業所については加算を認めるなど、既にアウトカム評価が導入されておりまして、次回の改定においても、さらに拡大することも検討されてございます。こうしたことから、本市における財政的インセンティブの導入については、今後の介護報酬改定等を注視するとともに、先進自治体の事例、動向を参考に調査研究を重ねてまいります。

以上でございます。

○堀田順人議長 以上で答弁は終わりました。再質疑、再質問はありませんか。

○丹下大輔議員 議長。

○堀田順人議長 丹下大輔議員。

○丹下大輔議員 新型コロナウイルス感染症対策につきましては、現在、危機であり、非日常的であり、さらに現在進行形であります。市長リーダーシップのもとで、全庁挙げての取組に、心から期待を寄せたいと思っておりますが、2つほど提案させていただきたいと存じます。

まず1つが、今日の愛媛新聞の報道でもございましたけれども、日経平均株価が大幅に下落した。さらに、日本銀行の愛媛県内金融経済概況も下方修正という、愛媛県内、国内においても、相当に経済への影響というのは押し寄せてまいりますし、本市にとっても、経済的損失というものは相当に影響があると、私は思っています。国も様々な支援メニューを、今後次々と矢継ぎ早に出してくると思います。そうしたメニューに対して、地元の経済の、経営者の皆様や事業所の皆さん、そういった様々な幅広い声を受け止めながら、どの補助メニューを駆使し、活用すればいいか、そういつ

た視点で万全の体制をとっていただきたい。このことを申し上げておきたいと存じます。

もう1点が、危機だからこそ、様々な情報が流布されます。デマといいましょうか、そうした情報も流れてまいります。だからこそ、正確性を有した正しい情報を迅速に発信していく、また、それを受け止めていただく市民の皆さんにもご理解をいただきながら、発信を共有していくということが、私は必要だと思えます。ぜひ、相談窓口体制、それから情報共有の体制、より一層の万全の体制をしいていただきまして、この目に見えない未知なるものとの戦いに、ぜひ万全の体制で臨んでいただきたい。このことを申し上げておきたいと存じます。

それからもう1点、要介護高齢者の自立支援についてでございますが、様々申し上げたいことはございますけれども、今日はあえて提言という形でとどめておきたいと思えます。実際に要介護の支援を受けていらっしゃるご高齢の皆さん方、改善であったり、回復を、一生懸命努力されていらっしゃる介護事業所の皆さんはいらっしゃる。しかし、今の介護保険制度の中では、実はそれが報酬体系としてしっかりと受け止められていない。これが、制度の最大の問題でもあります。川崎市、品川区、岡山市の事例を挙げさせていただきましたが、まさに、この先進自治体から国の介護保険制度の課題を変えていこうという動きが財政的インセンティブでもあり、介護報酬を変える、逆介護保険制度と私は申し上げておりますけれども、そういう制度構築によって介護現場がよみがえってくる。また、安心な、良質な介護サービスを提供し得ると思っておりますし、そういうセーフティーネットが整備されたまちだからこそ、これからも選ばれ続けるまちになっていくだろうと。そういう意味において、ぜひ、財政的インセンティブ、もっと前向きに、導入、検討、調査を求めたいと思えますし、この1年、介護報酬改定までの1年でございますけれども、本市においても、財政的インセンティブ導入に向けた私の提案をぜひ受け入れて研究いただきますことを、重ね重ねご提案申し上げまして、本日の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○堀田順人議長 再質疑、再質問なしと認めます。以上で丹下大輔議員の質疑、質問を終わります。明日、定刻から本会議を開きます。本日はこれをもって散会します。

午前11時30分 散会